

令和 7 年度 厚真町国民健康保険事業計画

1 基本方針

厚真町国民健康保険事業の安定的な運営と財政健全化を図るために、次に掲げる主要事業を計画的かつ効率的に運営していくことを基本として厚真町国民健康保険事業計画を作成し、これを実施するものとする。

2 主要事業

令和 7 年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策の推進
- (2) 適用適正化対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) その他の事業の推進

3 主な取り組み

(1) 収納率向上対策の推進

①口座振替の推進

新規加入手続き時の呼びかけや、広報誌を活用し口座振替の推進を図る。

②徴収体制の強化

再三の督促にも応じず、自主的な納付が見込まれない事案については、速やかに財産調査を行い差押え等の処分を執行する他、他債権の収納担当課と連携を図りながら、収納率向上対策の充実・強化を促進する。

(2) 適用適正化対策の推進

①資格の適正化

町の広報誌や公式ホームページ等を利用し、被用者保険の得失に係る速やかな手続きについての啓発を行う。

②居所不明被保険者実態調査

居所不明者の実態を調査し、必要に応じて担当課と協議し職権削除の処理を行う。

(3) 医療費適正化対策の推進

①医療費通知の実施

被保険者に対し、総医療費額等を記載した医療費通知を隔月年 5 回、通年分を年 1 回送付する。

②レセプト点検の実施

レセプト点検業務に精通した会計年度任用職員を点検員として配置し、資格の確認、請求内容の点検、給付発生原因の点検などに加え、調剤レセプトとの突合や縦覧点検も実施する。重複、頻回受診の把握、医療費の支出抑制や不正請求の発見に繋がる重要な業務であり、一層の充実強化を図る。

③ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを行うことにより、その差額を記載したジェネリック医薬品利用差額通知を年2回送付する。

(4) 保健事業の推進

①糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者（人工透析導入前段階の者）に対して、医療機関等と連携して保健指導や医療機関への受診勧奨を実施する。

②早期介入保健指導事業

35歳から39歳の基本健診受診者のうち、特定保健指導区分において、積極的支援および動機づけ支援該当者に対し指導を行い、自らの生活習慣における課題を認識させ、行動変容と自己管理を行うことで、特定保健指導へ移行することを防ぐ。

③その他生活習慣病予防対策事業

特定健診対象者の内、一定の数値以上の結果となった者、生活習慣病予備群や特定保健指導予備軍の被保険者を対象に、生活習慣病予防対策を目的とし、栄養教室を実施する。

(5) その他の事業の推進

①被保険者への啓発

国保事業の円滑な運営を確保するために、定期的な広報紙の活用や町のホームページで制度の啓蒙を図るほか、納税通知書の発送時や窓口での届出の際などに制度周知のための小冊子を配布し、制度の周知を行う。

②国保従事職員研修の参加

国保事業に携わる職員について、円滑な事業運営を図るために必要となる専門的な知識や技術の習得のために、北海道や北海道国民健康保険団体連合会等が主催する各種研修会等に計画的に参加する。